

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2025 年 10 月 1 日

株式会社あらた

2025 年 10 月 1 日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都江東区東陽 6 丁目 3 番 2 号
株 式 会 社 あ ら た
代表取締役 東風谷 誠一

当社は、2025 年 8 月 1 日付で株式会社リビングあらた（本店所在地：大阪府堺市美原区丹上 435 番地 1。以下、「リビングあらた」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、リビングあらたを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の規定に基づき開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2025 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 吸収合併をやめることの請求

会社法第 784 条の 2 の規定に基づく、本件吸収合併をやめることの請求を行った株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

リビングあらたは、当社の完全子会社であったため、反対株主からの株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

リビングあらたは、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

リビングあらたは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 8 月 7 日付の官報及び同月 4 日付の日刊工業新聞において合併公告を行いました。異議申述期限までに、本件吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 200 条第 3 号)

(1) 吸収合併をやめることの請求

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併であり、当社の株主は、同法第 796 条の 2 の規定による吸収合併をやめることの請求をすることはできないため、該当事項はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併であるため、当社の株主は、同法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求をすることはできず、該当事項はありませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 8 月 7 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに、本件吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、リビングあらたの資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項(会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別添のとおりです。

6. 本件吸収合併による変更登記をした日(会社法施行規則第 200 条第 6 号)

本件吸収合併による当社の変更登記申請及びリビンングあらかの解散登記申請は、2025 年 10 月 7 日に行う予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか、本件吸収合併に関する重要な事項(会社法施行規則第 200 条第 7 号)

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める書面)

2025年8月1日

株式会社リビングあらた

2025年8月1日

吸収合併に係る事前開示事項

大阪府堺市美原区丹上 435 番地 1
株式会社リビングあらた
代表取締役 清水 雅之

当社は、2025年8月1日付で株式会社あらた（本店所在地：東京都江東区東陽6丁目3番2号。以下、「あらた」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2025年10月1日（予定）を効力発生日として、当社は、当社の権利義務の全部をあらたに承継し、解散する吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の規定により、当社本店に備え置くこととされる吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

本件吸収合併に係る合併契約書は、別添1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

あらたは、当社の発行済株式の全てを所有しているので、本件吸収合併に際し、株式、金銭等対価の交付を行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

あらたは、当社の発行済株式の全てを所有しているので、本件吸収合併に際し、株式、金銭等対価の交付を行いません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

当社は、新株予約権を発行しておりません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

（1）吸収合併存続会社に関する事項

ア 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

あらたの最終事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）に係る計算書類等は別添2のとおりです。

イ 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

[i] あらたは、2025年7月28日開催の取締役会決議に基づき、同日付で株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする概要下記①の内容のシンジケートローン契約、及び株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする概要下記②の内容のシンジケートローン契約を締結しました。

① 株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン（タームローン）

金額：50億円

実行日：2025年7月31日

期間：5年

返済方法：6カ月毎元金均等返済

最終返済期日：2030年7月31日

金利条件：TONAR TSR 3年+0.35%（固定金利）

② 株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン（タームローン）

金額：50億円

実行日：2025年7月31日

期間：5年

返済方法：6カ月毎元金均等返済

最終返済期日：2030年7月31日

金利条件：TONAR TSR 3年+0.35%（固定金利）

[ii] あらたは、2025年7月28日開催の取締役会において、概要下記の内容の国内普通社債発行に係る包括決議を行いました。なお、具体的な発行時期、発行総額、償還期限、利率、発行価額等については、今後決定する予定です。

【包括決議の概要】

1	募集社債の種類	国内普通社債
2	募集社債の発行総額 の上限	金 100 億円(但し、この範囲内で複数回の発行が可能)
3	償還期限	5 年以内
4	募集社債の利率の上限	償還期限と同じ残存年数をもつ日本国債流通利回り +1.5%
5	償還の方法	満期一括償還
6	払込金額	各募集社債の金額 100 円につき金 100 円
7	償還金額	各募集社債の金額 100 円につき金 100 円
8	発行時期	2025 年 7 月 28 日から 2026 年 3 月 31 日まで
9	担保・保証の有無	本社債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない
10	社債、株式等の振替に関する法律の適用	本決議に基づき発行する社債の全部について、「社債、株式等の振替に関する法律」の適用を受けるものとする
11	その他	発行額、償還期限、利率、払込金額その他発行に関する必要事項の決定は、上記決議の範囲内において代表取締役に一任する

(2) 吸収合併消滅会社最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社においては、最終事業年度の末日後に、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

6. 吸収合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

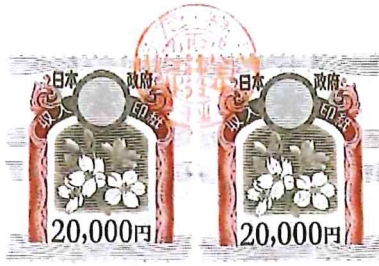
本件吸収合併後のあらたの資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれます。また、当社およびあらたにおいては、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。以上の点、並びに、あらたの収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、本件吸収合併後の効力発生日以後におけるあらたの債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

別紙 1) 合併契約書

別紙 2) 株式会社あらた 計算書類等

(令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)



合併契約書

株式会社あらた（以下「甲」という。）と株式会社リビングあらた（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約を締結する（以下「本契約」という。）。

第1条 （合併の方法）

- 1 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。
- 2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

商号：株式会社あらた

住所：東京都江東区東陽6丁目3番2号

(2) 乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社リビングあらた

住所：大阪府堺市美原区丹上435番地1

第2条 （合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2025年10月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第3条 （合併に際して交付する金銭等）

甲は乙の発行済株式の全部を保有していることから、甲は、本合併に際して、株式の発行・割当て、金銭等の対価の交付を行わない。

第4条 （甲の資本金・準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第5条 （簡易合併・略式合併）

- 1 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ずに本合併を行う。但し、会社法第796条第3項に定める場合はこの限りではない。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ずに本合併を行う。

第6条 (会社財産の引継)

乙は、効力発生日における資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な悪影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行するものとする。

第8条 (合併条件の変更及び合併契約の解除)

本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、甲乙協議し合意の上、これを定める。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通ずつ保有する。

2025年8月1日

甲 (吸収合併存続会社)

東京都江東区東陽6丁目3番2号

株式会社あらた

代表取締役 東風谷誠一



乙 (吸収合併消滅会社)

大阪府堺市美原区丹上435番地1

株式会社リビングあらた

代表取締役 清水 雅之



事 業 報 告

第 23 期 事 業 年 度

(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

株 式 会 社 あ ら た

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は、下記のとおりであります。(最終改定 2022年5月26日)

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、及びその他の当該株式会社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの目的の一つである統制目的を達成するために、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守及び資産の保全を図るために次のように定めます。

- ・ 当社の経営理念、行動指針を定めた「ポリシーズ」「企業行動指針」「経営方針」に基づき、取締役等自らが率先垂範するとともに、執行役員及び社員ならびにグループ会社へのさらなる遵守及び浸透を図ります。また、取締役等及び社員に対しては、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行ってまいります。
- ・ コーポレートガバナンス統括本部（サステナビリティ推進室）を設置し、E S G全般の統括を行うとともに、代表取締役を委員長とした、E S G委員会を設置し、グループ全体のE S G体制及びコンプライアンス体制の整備や問題点の把握に努めます。
- ・ 社内には内部監査室にホットラインを設置、社外にコンプライアンス・カウンターを設置し、組織的または個人的な法令違反行為等に関する社員等からの相談または通報に対して適正に対応し、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化を図ってまいります。
- ・ 財務報告の信頼性を確保するために、各本部が内部統制の維持と整備を行い、その仕組みが適正に機能することを内部監査室において評価し必要な是正を行うとともに、金融商取引法及び関係法令との適合性を確保する体制の構築を図ります。
- ・ グループ会社においては、当社の内部監査室及び各本部が定期的に訪問することにより必要な是正を行うとともに、グループ会社においても内部統制の体制整備を図ってまいります。

② 当該株式会社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 当社の取締役の職務執行にかかる情報及び管理に関する体制について、次のように定めます。

取締役会、代表取締役は、文書規程に基づき、下記の文書（電磁的記録も含む。）について関連資料とともに法令の保存期間、管理いたします。

株主総会議事録

取締役会議事録

監査等委員会議事録

経営会議議事録

計算書類

稟議書

その他取締役会が決定する書類

- ・ 個人情報の保護の管理に関する規程を整備いたします。また、機密管理規程に基づいた管理体制の強化を図ってまいります。

③ 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

適切なリスク管理体制の整備のために下記の措置を図ってまいります。

- ・ E S G委員会において、リスク管理体制を整備、構築するとともに、コーポレートガバナンス統括本部においてリスク管理規程を定め、全社への浸透を図ってまいります。
- ・ 有事が発生した場合、代表取締役を対策本部長とし、必要な人員で構成する対策本部をE S G委員会の中に設置いたします。
- ・ 取締役及び社員に対して、階層別に必要な研修を実施いたします。
- ・ 大規模災害等による当社の経営に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、事業継続計画（BCP）の基本方針を制定し、事業の早期■復・再開を実現するため、具体的な事業継続計画（BCP）を策定し、当社の取締役等及び使用人に周知いたします。

④ 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために下記の措置を図ってまいります。

- ・ 取締役会を原則毎月1 ■開催し、重要事項や重要な業務執行の意思決定等を行っております。また、取締役会決議事項に該当しない重要事項等については、執行役員等による経営会議を開催しております。

- ・代表取締役、取締役及び執行役員は、組織規程及び職務分掌規程に定める機関または手続により必要な決定を行います。これらの規程は、改廃等の必要に応じて随時見直すものいたします。
- ・基幹システム「ジェネシス」により、情報の一元化と伝達、間接部門の効率化を図ってまいります。
- ・企業価値の向上を高める戦略として、中期経営計画を策定するとともに、経営戦略本部がその進捗管理と分析を行い、取締役会へ報告いたします。
- ・関係会社規程に基づき、グループとして総合的に事業の発展を図るとともに、内部監査室による監査を実施し、取締役会はその監査の報告を踏まえて、毎年監視監督体制の検証を行ってまいります。

⑤ 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために下記の措置を図ってまいります。

- ・「ポリシーズ」「企業行動指針」「経営方針」を役員、全社員及び関係会社に配布するとともに、その周知徹底を図ります。
- ・E S G委員会を設置し、企業としての社会的責任及び各種法令の遵守ならびにコンプライアンス実効性の確保に努めます。
- ・組織規程、職務分掌規程及び職務権限表により、決裁範囲や権限を定め、適正な内部牽制が機能する体制を整備いたします。
- ・コンプライアンス等に関する情報について、社内の内部監査室にホットラインを設置、社外にコンプライアンス・カウンターを設置し、公益通報者保護法の趣旨に沿った体制を整備いたします。

⑥ 当該株式会社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため下記の措置を図ってまいります。

イ. 当該株式会社のグループ会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下、「グループ会社取締役等」という。）の職務の執行にかかる事項の当該株式会社への報告に関する体制

- ・当社は、グループ全体のリスク管理に関しては、当社リスク管理規程の定めに従い、各本部がグループ各社に周知徹底を図ってまいります。

■. 当該株式会社のグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社のリスク管理規程の定めに従い、各グループ会社がリスク管理体制を整備、構築するとともに浸透を図ってまいります。
- ・有事が発生した場合、代表取締役を対策本部長とし、必要な人員で構成する対策本部をE S G委員会の中に設置、グループ会社の経営に重大な影響を及ぼす事態を認知した場合には、対策本部は直ちに事実関係の調査を行い、取締役会に報告を行い、適時・適切に対処する体制を整備してまいります。

ハ. 当該株式会社のグループ会社取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ・グループ各社が職務権限表を定め明確にし、それぞれ重要性に応じた意思決定を行うとともに職務分掌規程、職務権限規程その他の規程を定めてそれぞれ業務を効率的に遂行してまいります。そして、これらの業務運営状況について、当社内部監査室による監査を実施し、その状況をグループ各社の職務執行状況等について検証しつつ、グループ各社で共有し、必要な改善を行います。

二. 当該株式会社のグループ会社取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社の内部監査室は、関係グループ会社に対し定期的な内部監査を行い、監査の結果は当社の代表取締役、関係部署に報告する体制を整備しております。また、監査等委員会に定期的に監査結果について報告を行い、さらに必要ある時は監査等委員会の指示に従い、調査を行う体制構築を図ってまいります。

⑦ 当該株式会社の監査等委員会がその職務を補助すべき補助使用人を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項

- ・監査等委員会をサポートする補助使用人等については、監査等委員会との間で協議のうえ、適任と認められる人を配置いたします。

⑧ 前号の補助使用人の当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該補助使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会との協議のうえ、補助使用人を置く場合には、その補助使用人は、取締役の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指揮命令の下で業務を行い、その任命、異動、人事評価及び懲戒については、監査等委員会の同意を要する体制を整備いたします。

⑨ 当該株式会社の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ・ 代表取締役及び取締役ならびに執行役員が担当する業務内容を、取締役会等で監査等委員に報告いたします。
- ・ 監査等委員会事務局専任者が経営会議等に出席し、重要な情報について適時報告を受けられる体制を整備いたします。
- ・ 監査等委員会事務局専任者が当社及びグループ会社の内部監査室の監査への立会い等を適宜実施し、情報の共有ができる体制を整備いたします。
- ・ 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項の他、監査等委員から報告を求められた事項については、速やかに監査等委員または監査等委員会に報告いたします。また、当社の内部監査室は、その監査計画及び監査結果を監査等委員会に定期的に報告いたします。

■. 当該株式会社のグループ会社取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査等委員会に報告するための体制

- ・ 社内には内部監査室にホットラインを設置、社外にはコンプライアンス・カウンターを設置し、グループ全体のコンプライアンス等に関する情報を一元管理するとともに、内部監査室長より定期的に経営会議及び代表者ならびに監査等委員会に報告する体制を整備いたします。

⑩ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ あらたホットライン規程により公益通報者保護法の趣旨に沿った体制を整備し、報告者が不利な取扱いを受けない体制を整備いたします。

⑪ 当該株式会社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査等委員の職務の執行によって生じる費用等につきましては、請求があった場合には支払ができる体制を整備いたします。

- ⑫ その他監査等委員会及び監査等委員会にて任命された選定監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 社外取締役である監査等委員は、弁護士、公認会計士等の専門的知識を有する方に就任をお願いし、取締役に対して独立性を保持し、的確な業務監査が行える体制といたします。
 - ・ 取締役、内部監査室及び会計監査人が監査等委員会及び選定監査等委員と、定期的に意見や情報の交換を行える体制を整備し、調査等が必要な場合には内部監査室を通じて、または選定監査等委員自らが監査できる体制といたします。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容
- ・ 反社会的勢力による不当要求行為に対しては、毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たないことを基本方針とする「企業指針」を定めるとともに、役職者及び社員に対して周知徹底を図り、さらなる体制の整備をいたします。

(2) 当該体制の運用状況の概要

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、及びその他株式会社の業務ならびに当該株式会社及びそのグループ会社から成る企業集団の業務の適正を確保する体制の状況

当社の経営理念、行動指針を定めた「ポリシーズ」「企業行動指針」「経営方針」を社員やグループ会社の社員に配布するとともに、取締役自らが経営理念や行動指針を社員やグループ会社の社員に周知徹底するよう■頃から指導しております。また、内部監査室にホットラインを設置し、必要に応じて監査等委員会へ報告しております。

さらに、社外にコンプライアンス・カウンターを設置し、カウンターに寄せられた相談または通報等について内部監査室が適切に対応しております。

ホットラインまたはカウンターにおける相談や通報等について、経営会議で報告しております。

なお、ホットラインにおける通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない旨、あらたホットライン規程を制定して盛り込んでおります。

当社の内部監査室は、本社及び全支社ならびにグループ会社に対し監査スケジュールに基づき定期的な内部監査を行い、監査の結果は当社の代表取締役、監査等委員会及び関係部署に報告しております。

さらに、関連各本部がグループ会社を訪問し、決算内容や業務内容等のチェックを行っております。

- ② 取締役の職務執行にかかる情報及び管理に関する体制の状況

株主総会議事録、取締役会議事録及びその他重要な会議の議事録ならびに重要な稟議書等については、当社の文書規程に基づき、関連資料とともに法令に定める期間、適切に管理しております。

また、マイナンバー制度の導入に伴い、個人番号及び特定個人情報保護規程及びマイナンバーマニュアルを制定するとともに、給与システムにおいては、各部署より遮断した体制を整備しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の状況

大規模災害等による当社の経営に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、事業継続計画（BCP）の基本方針を制定するとともに、事業の早期■復・再開を実現するため、当社における計画の策定を行い、また、有事の際に迅速な対応がとれるよう、年1■「あらた防災の■」を設定し、全使用人が大規模災害等について考え、人命確保や事業の早期■復等に向けた訓練を実施しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の状況
取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項や重要な業務執行の意思決定を行っております。また、取締役会決議に該当しない重要事項や重要な業務執行に関する情報共有及び方針検討のための経営会議を原則毎月1回開催しております。また、企業価値の向上を高める戦略として、中期経営計画を策定しており、経営戦略本部がその進捗管理と分析を行い、取締役会及び経営会議へ報告しております。
- ⑤ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制及び取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の状況
グループ各社が定めた各種規程等を踏まえ、当社の内部監査室が、関係会社に対し定期的な内部監査を行い、監査の結果は当社の代表取締役、監査等委員及び関係部署に報告しております。
- ⑥ 当該株式会社の監査等委員会がその職務を補助すべき補助使用人を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項
監査等委員会をサポートする補助使用人については、監査等委員会との間で協議のうえ、適任と認められる人を配置しており、その内容については監査等委員会の同意を得ております。
- ⑦ 前号の補助使用人の当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該補助使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
当該補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する職務執行の範囲において、取締役の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指揮命令に従うものとしております。
- ⑧ 当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当該株式会社の監査等委員会に報告するための体制の状況
監査等委員は、適宜取締役と打ち合わせを実施するとともに、取締役会を通じて取締役の職務内容について把握いたします。また、監査等委員は内部監査室における監査への立会い等を適宜実施し、情報の共有を図っております。さらに、取締役及び使用人は、監査等委員から報告を求められた事項について、速やかに監査等委員または監査等委員会に報告しております。なお、当社の内部監査室は、監査結果を監査等委員会に定期的に報告しております。

- ⑨ 当該株式会社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行によって生じる費用等につきましては、請求があった場合には支払ができる体制を整備しております。
- ⑩ その他監査等委員会及び監査等委員会にて任命された選定監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制の状況
当社の社外取締役である監査等委員は、法律、会計の専門的知識を有する弁護士及び公認会計士の資格を有する者が就任しており、取締役に対して独立性を保持し、的確な業務及び会計の監督を行うことができる体制をとっております。また、代表取締役、内部監査室及び会計監査人が監査等委員会及び選定監査等委員と定期的に意見や情報の交換を行っており、調査等が必要な場合には内部監査室を通じて、または選定監査等委員自らが監査できる体制としております。
- ⑪ 反社会的勢力排除に対する取組みの状況
新規取引との契約締結に際しては、反社会的勢力のチェックを行うとともに、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としております。

事業報告

(2024年4月1 ■から
2025年3月31 ■まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

イ. 経営環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の持ち直しによる雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加などにより緩やかな■復傾向にあります。一方、一段と進む物価上昇によって生活費の負担が増加し、消費者の節約志向は一層高まっており依然として先行き不透明な状況が続いております。このような環境において、当社グループはこれまで以上の成長を果たすべく、「中期経営計画2026」（2024年3月期～2026年3月期）で掲げた各重点施策を着実に推進してまいりました。

■. 事業戦略 ヘルス&ビューティーとペットカテゴリーへ注力

当社は設立時より各小売業様の「店頭」を常に意識しながら、当社の強みである情報分析機能を活かし、消費者の生活様式や購買意識の変化を捉えたカテゴリー戦略を継続的に実施しております。ヘルス&ビューティーカテゴリーにおいては、専売・優先流通■の拡大により独自性を強化しております。ペット関連商■については、あらたグループのペット専門卸商社であるジャペル株式会社において、ペットの体調、ライフステージに合わせたフードや、ペットと飼い主の生活をより楽しくするペット用おやつ の提案等、専門性を活かした戦略を進めております。

このような戦略的営業活動の積み上げによってインスタシアを拡大し、新たにコンビニエンスストア業態を含めた新規取引を獲得しております。

また、基盤強化の観点として長期的視点に立った人的資本投資として積極的な採用と制度の見直しを進めた他、物流2024年問題への対応として、物流事業者との対話を実施してまいりました。

八. 業績 前年同期比増収増益

利益面は一時的要因及び将来に向けた投資により計画未達

当連結会計年度における売上高は986,212百万円（前年同期比4.5%増）、営業利益は14,989百万円（前年同期比3.3%増）、経常利益は15,617百万円（前年同期比1.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10,358百万円（前年同期比0.4%増）となり増収増益、売上高・利益ともに過去最高となりました。

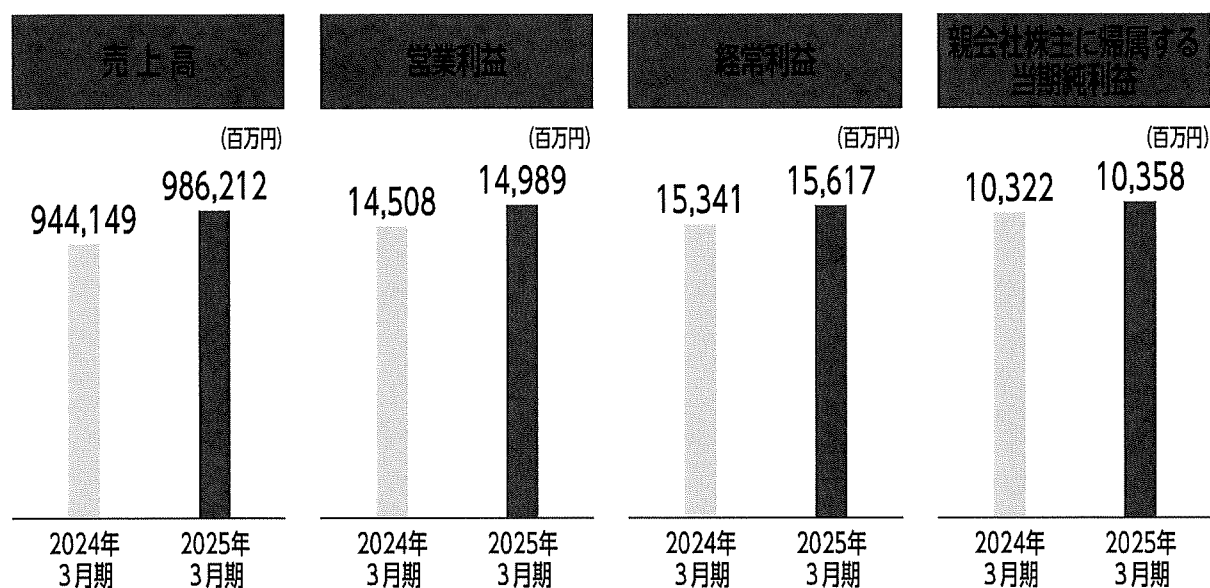
一方、計画に対しては、営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益において予想を下■る結果となりました。

メーカー機能における構造改革を実施し成長戦略の見直しとして資本を集中投資するため、ブランドの集約を図ったことで一部ブランドの在庫評価減を実施しております。これは利益面にマイナスの影響が及びましたが、一時的な要因であります。

販売費及び一般管理費は、物流費と人件費の増加が大きく影響しており、物流費につきましては、2024年問題への対応として物流事業者との対話により協調関係を強化し、より安定的な物流体制を構築するために早期に運賃を改定したことで当初の計画以上に物流費が増加しております。また、従来から進めていたIT中計施策の導入・実装が当初の計画から遅れていることも物流費抑制の遅延につながっております。

人件費につきましても、人的資本投資の強化施策として社員の給与水準向上の早期化を図り、パート人件費についても積極的に給与引き上げを実施したことにより計画以上の伸びとなりました。しかし、このような人的資本への投資が離職率の低下や積極的な採用につながり、将来に向けた人事戦略として順調に進捗しております。

一時的要因や先行投資によって利益獲得に遅れが生じたことから、中期経営計画最終年度である2026年3月期の経常利益■標を180億円へ修正いたしました。さらなる売上拡大や生産性向上を■的としたIT中計の本格実装、メーカー事業のブランド集約効果等により、2027年3月期経常利益200億円達成を■指してまいります。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は7,466百万円で、主な内訳は拠点の改修等にかかる投資5,872百万円、システム投資1,583百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社の連結子会社であるジャペル株式会社は、2024年7月25日に第5回無担保社債を発行し、1,000百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分	第20期 (2022年3月期)	第21期 (2023年3月期)	第22期 (2024年3月期)	第23期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高(百万円)	857,087	891,600	944,149	986,212
経 常 利 益(百万円)	13,745	13,680	15,341	15,617
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	9,009	8,223	10,322	10,358
1株当たり当期純利益	263円82銭	240円78銭	303円02銭	309円55銭
総 資 産(百万円)	271,315	290,857	316,976	311,728
純 資 産(百万円)	96,172	102,066	109,719	116,557
1株当たり純資産額	2,815円68銭	2,988円51銭	3,252円26銭	3,490円50銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づいて算出しており、1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式数に基づいて算出しております。
2. 2024年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2022年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
ジャペル(株)	140	100.0	ペット関係の卸売業

(注) 上記の重要な子会社を含め連結対象会社は14社であり、持分法適用会社は1社であります。

(4) 対処すべき課題

■中期経営計画2026を踏まえて

当社グループは生活必需■を取扱う社会インフラとしての使命を担い、暮らしを支え、快適な生活を創造する企業として、「世の中のお役に立ち続ける」という経営理念のもと、どのような状況においても消費者の皆様および地域社会のために企業活動を継続させ、「強く」「正しく」そしてその先には「楽しく」というあらたE S G基本方針に沿い、経済や社会に対して価値を提供し続けてまいりました。

近年、社会環境や経済環境は大きく変化しており、当社グループを取り巻く環境につきましても例外ではなく大きな転換期を迎えております。当社グループは「長期経営ビジョン2030」の■標達成に向け、第2フェーズに位置づける「中期経営計画2026」において「成長の加速」をテーマに「成長事業」・「基盤」・「人材」における成長戦略を実施してまいりました。そのような中、一段と進む物価上昇によって生活費の負担が増加し、消費者の節約志向は一層高まっており依然として先行き不透明な環境下ではありましたが、2025年3月期の売上高および各段階利益は過去最高を更新いたしました。しかしながら、一時的な要因に加え、人的資本への先行投資や、円滑な物流体制を維持するために「物流2024問題」への対応として物流事業者との対話を実施し、運賃への対応を行ったことなどの影響により、利益獲得に遅れ当初の予想を下■る結果となりました。このため、「中期経営計画2026」最終年度である2026年3月期の経常利益■標については、当初の200億円から180億円へ修正いたしました。

「中期経営計画2026」数値■標の修正

(単位：億円)

	2026年3月期 修正前	2026年3月期 修正後
売上高	10,000	10,000
経常利益	200	180
ROE	10%台	10%台
配当性向	30%	30%

■次期中期経営計画を見据えて

2027年3月期は、次期中期経営計画の初年度にあたります。売上高1兆500億円の達成を■指し、さらなる売上拡大に取り組んでまいります。経常利益については、生産性向上を■的としたIT中計の本格実装、メーカー機能のブランド集約効果等により、1年遅れでの200億円達成を■指してまいります。また、環境・社会・ガバナンスへの取組や情報開示にも引き続き注力し、強固な経営基盤を確立し、持続可能な社会の実現に貢献することで企業価値向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループの事業部門は、化粧用品・日用品・家庭用品・ペット用品等の卸売業を主な事業としております。当社グループは、単一事業のため、事業の種類別セグメント情報の開示は行っておりません。

(6) 主要な営業所および工場 (2025年3月31日現在)

当 社	本 社：東京都江東区 北海道支社：北海道札幌市東区 東北支社：宮城県仙台市泉区 首都圏支社：東京都墨田区 中部支社：愛知県名古屋市中区 関西支社：大阪府堺市美原区 中四国支社：岡山県岡山市北区 九州支社：福岡県福岡市東区
ジャペル(株)	本 社：愛知県春日井市

(7) 使用人の状況 (2025年3月31■現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
2,923 (5,110) 名	30名増 (17名減少)

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. 臨時雇用者（パートおよび嘱託社員を含む）を雇用しており、年間平均人員（1■8時間換算）を使用人数欄に（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,960 (4,419) 名	5名減 (28名減)	42.8歳	18.7年

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. 臨時雇用者（パートおよび嘱託社員を含む）を雇用しており、年間平均人員（1■8時間換算）を使用人数欄に（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31■現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 三 菱 U F J 銀 行	5,168百万円
(株) あ い ち 銀 行	4,792
(株) み ず ほ 銀 行	4,774
(株) 三 井 住 友 銀 行	3,461
瀬 戸 信 用 金 庫	1,962

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31■現在)

① 発行可能株式総数 60,000,000株

② 発行済株式の総数 36,057,424株

③ 株主数 8,841名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	株 式 数	持 株 比 率
■ 本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,214千株	12.23%
音 羽 殖 産 株 式 会 社	2,163	6.28
あ ら た 社 員 持 株 会	1,403	4.07
株 式 会 社 ■ 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	1,360	3.94
BBH FOR FIDELITY LOW -PRICED STOCK FUND	1,144	3.32
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,082	3.14
株式会社 ■ 本カストディ銀行 (信託E■)	1,081	3.14
ラ イ オ ン 株 式 会 社	962	2.79
畑 中 伸 介	921	2.67
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	724	2.10

(注) 1. 当社は、自己株式を1,592千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

なお、「株式給付信託 (BBT)」制度に関する株式会社■本カストディ銀行 (信託E■)
が保有する当社株式1,081千株は、自己株式1,592千株に含まれておりません。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度中の末■において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役	畑 中 伸 介	会長（取締役会議長および指名・報酬委員長）
代表取締役	須 崎 裕 明	社長執行役員（ESG委員長）
取締役	表 利 行	副社長執行役員経営全般
取締役	東 風 谷 誠 一	副社長執行役員営業本部長
取締役	瓜 生 善 郎	専務執行役員 経営戦略本部長兼管理統括本部長
取締役	畑 中 秀 太	常務執行役員商■本部長 兼商■部部長
取締役	水 野 昭 人	ジャペル(株)代表取締役社長
取締役	那 須 雄 次	
取締役	八 尾 紀 子	T M I 総合法律事務所パートナー サトーホールディングス(株)社外監査役 (株)朝■ネット社外取締役 ■揮ホールディングス(株)社外取締役
取締役	小 西 規 雄	(株)山星屋代表取締役会長
取締役（監査等委員）	平 光 聡	税理士法人 T A S 所長
取締役（監査等委員）	坂 本 倫 子	岩■合同法律事務所執行パートナー (株) F C E 社外監査役 富士石油(株)社外取締役
取締役（監査等委員）	岡 ■ 修 一	清澄通り法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役那須雄次氏、取締役八尾紀子氏、取締役小西規雄氏、取締役（監査等委員）平光 聡氏、取締役（監査等委員）坂本倫子氏、取締役（監査等委員）岡■修一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）平光 聡氏および取締役（監査等委員）坂本倫子氏、取締役（監査等委員）岡■修一氏は、以下のとおり業務、財務および会計ならびに法律に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員）平光 聡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）坂本倫子氏及び取締役（監査等委員）岡■修一氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、独立した監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会事務局専任者を選定しております。監査等委員会事務局専任者は、重要会議への出席等を通じて情報収集を行うほか、内部監査部門及び執行役から定期的にヒヤリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選任しておりません。

4. 当社は、取締役那須雄次氏、取締役八尾紀子氏、取締役小西規雄氏、取締役（監査等委員）平光聡氏、取締役（監査等委員）坂本倫子氏、取締役（監査等委員）岡■修一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役（監査等委員を除く。）および各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等（ただし、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行った行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。）が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

7. 執行役員の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当
専務執行役員	滝 齊	北海道支社長
常務執行役員	振吉 高 広	海外事業本部長 兼新栄華(広州)国際貿易有限公司 董事長 兼 總經理 (出向)
上席執行役員	前 川 博 徳	■ ジ ス テ ィ ク ス 本 部 長
上席執行役員	今 津 太	中 四 国 支 社 長
上席執行役員	根 橋 央	業 務 本 部 長 兼IT改革DX推進本部副本部長
上席執行役員	土 谷 信 貴	コーポレートガバナンス統括本部長 兼 法 務 部 長 兼 総 務 管 理 部 長 兼サステナビリティ推進室長 兼 広 報 I R 部 長
執行役員	井 崎 七 郎	関 西 支 社 物 流 統 括 部 長
執行役員	山 英 幸	I T 改 革 D X 推 進 本 部 長
執行役員	中 川 幸 喜	I T 改 革 D X 推 進 本 部 部 長
執行役員	千 葉 卓 也	東 北 支 社 長
執行役員	西 尾 将 義	九 州 支 社 長
執行役員	清 水 雅 之	関 西 支 社 長
執行役員	黒 孝 一	海 外 事 業 本 部 新 栄 華 (広 州) 国 際 貿 易 有 限 公 司 副 総 経 理 (出 向)
執行役員	高 瀬 勝 則	首 都 圏 支 社 長
執行役員	北 谷 内 敦	中 部 支 社 長
執行役員	宮 崎 慎 治	シ ス テ ム 本 部 長
執行役員	■ 中 康 雄	経 営 戦 略 本 部 経 営 戦 略 部 長 兼 海 外 事 業 本 部 海 外 事 業 部 長

② 当事業年度中の取締役の異動

イ. 就任

2024年6月25日開催の第22期定時株主総会において、小西規雄氏が取締役に就任しております。

2025年3月1日付で、岡修一氏が取締役（監査等委員）に就任しております。

■. 辞任及び退任

2024年6月25日開催の第22期定時株主総会において、青木芳久氏は取締役に退任しております。

2025年2月28日をもって、石井秀雄氏は取締役（監査等委員）を辞任しております。

八. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 ■
須 崎 裕 明	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 経 営 戦 略 本 部 長 (E S G 委 員 長)	代 表 取 締 役 員 社 長 執 行 役 員 (E S G 委 員 長)	2024年4月1 ■
表 利 行	取 締 役 員 副 社 長 執 行 役 員 営 業 本 部 長	取 締 役 員 般 副 社 長 執 行 役 員 経 営 全 部 長	2024年4月1 ■
東風谷 誠 一	取 締 役 専 務 執 行 役 員 首 都 圏 支 社 長 兼 営 業 本 部 副 本 部 長	取 締 役 員 般 副 社 長 執 行 役 員 営 業 本 部 長	2024年4月1 ■
瓜 生 善 郎	取 締 役 専 務 執 行 役 員 管 理 統 括 本 部 長 兼 人 事 本 部 長 兼 経 営 戦 略 本 部 副 本 部 長	取 締 役 専 務 執 行 役 員 経 営 戦 略 本 部 長 兼 管 理 統 括 本 部 長	2024年4月1 ■

二. 当事業年度末 ■ の翌 ■ 以降における取締役の地位・担当等の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 ■
畑 中 伸 介	取 締 役 会 長	取 締 役 特 別 顧 問	2025年4月1 ■
須 崎 裕 明	代 表 取 締 役 員 社 長 執 行 役 員 (E S G 委 員 長)	取 締 役 会 長	2025年4月1 ■
表 利 行	取 締 役 員 般 副 社 長 執 行 役 員 経 営 全 部 長	取 締 役 員 般 副 社 長 執 行 役 員 経 営 全 部 長	2025年4月1 ■
東風谷 誠 一	取 締 役 員 般 副 社 長 執 行 役 員 営 業 本 部 長	代 表 取 締 役 員 般 社 長 執 行 役 員 経 営 戦 略 本 部 長 (E S G 委 員 長)	2025年4月1 ■
瓜 生 善 郎	取 締 役 専 務 執 行 役 員 経 営 戦 略 本 部 長 兼 管 理 統 括 本 部 長	取 締 役 員 般 副 社 長 執 行 役 員 管 理 統 括 本 部 長 兼 IT 改 革 DX 推 進 本 部 長	2025年4月1 ■
畑 中 秀 太	取 締 役 員 般 専 務 執 行 役 員 商 ■ 本 部 長 兼 商 ■ 部 長 商 ■ 本 部 長 兼 商 ■ 部 長	取 締 役 員 般 専 務 執 行 役 員 商 ■ 本 部 長 兼 商 ■ 部 長 兼 (株) D-Nee コス メ テ ィ ッ ク 代 表 取 締 役 社 長	2025年4月1 ■

③ 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動賞与	役員株式給付 信託引当金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	295 (25)	204 (25)	－ (－)	91 (－)	10 (4)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	24 (24)	24 (24)	－	－	4 (4)
合 計 （うち社外取締役）	319 (49)	228 (49)	－ (－)	91 (－)	14 (8)

- (注) 1. 当期末■現在の取締役（監査等委員を除く。）は10名、取締役（監査等委員）は3名です。上記員数には取締役（監査等委員を除く。）1名が無報酬のため含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬の業績指標は「経常利益」であり、その実績は以下のとおりであります。当該指標を選択した理由および支給基準は、下記ハ.業績連動報酬に関する事項に記載のとおりであります。ただし、当期の取締役（社外取締役除く）業績連動報酬については、支給しておりません。

業績指標	2024年3月期 (百万円)	2025年3月期 (百万円)	差 額 (百万円)
経常利益	11,624	12,558	933

■. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月27日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬等の内容に関する決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬水準は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを方針とし、任意の指名・報酬委員会にて討議することとしており、外部環境や上場企業の類似業種から同規模程度の企業数社を参考としております。また、報酬制度は基本報酬と業績連動賞与、株式報酬（株式給付信託（BBT））としており、基本報酬は、業績や従業員の昇給率、勤続年数、経営管理能力、功績、貢献度等をベースとし、代表権や役職等の責任や経営への影響度等を勘案してそれぞれ設計することを方針としております。役職別の基本報酬の構成比は以下のとおりであります。

役 職 名	取 締 役	代 表 権	執行役員	役 付
取 締 役 会 長	11.1%	－	－	88.9%
代表取締役社長執行役員	9.7%	16.1%	38.7%	35.5%
取締役副社長執行役員	13.0%	－	52.2%	34.8%
取締役専務執行役員	14.3%	－	57.1%	28.6%
取締役常務執行役員	15.8%	－	63.2%	21.0%

八. 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬は、業績連動賞与として従業員と同等の決定に関する方針のもと支給について検討しております。

支給の決定については通期の業績等に対する評価を反映し、■標達成に向けた意欲の向上、成果に対する評価を明確にすることを方針としております。

支給基準については、客観性のある指標として経常利益を用いており、経常利益が前期より2億円以上増加した場合、従業員および取締役を含めて増加額の30%を支給総額の上限として支給いたします。

また、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）については任意の指名・報酬委員会にて、コンプライアンス遵守等を含む管理監督能力等も含めて審議を行い、従業員への支給総額とともに取締役会にて決定することとしております。

二. 株式報酬制度に関する事項

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する「株式給付信託（B B T（= Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。本制度は2014年6月27■開催の第12期定時株主総会の終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、株式を報酬とすることで株価上昇のメリットのみならず、株価下落リスクも負うこととなり、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを■的として導入したものであります。

本制度は役員株式給付規程の定めに沿って資格・職位毎に年間給付ポイント（1ポイント＝1株）を付与し退職時に株式として支給するものです。なお、2019年6月26■開催の第17期定時株主総会において制度内容の一部改訂を行っており、対象者の意思により退職時支給株式数の20%を上限（単元未満の端数は単元株に切り上げる。）として金銭で支給することを可能としております。（単元未満ポイント数は必然的に金銭での支給となります。）

監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、2021年6月24■開催の第19期定時株主総会において、本制度に係る報酬枠を決議しております。本制度に係る報酬枠は、2019年6月26■開催の第17期定時株主総会で決議した内容と同一であります。

ホ. 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2021年6月24■開催の第19期定時株主総会において監査等委員でない取締役の報酬限度額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額120百万円以内）と決議しており、同株主総会において監査等委員である取締役の報酬限度額を年額120百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は11名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

また、上記報酬とは別枠で、2021年6月24■開催の第19期定時株主総会において株式給付信託として取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を7万ポイント（うち、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を3万ポイント）（1ポイント＝1株）と決議しており、当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は11名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

各取締役の基本報酬の額は、指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定しております。業績連動賞与につきましては、指標である経常利益が支給基準以上である場合、各取締役の担当部門について代表取締役社長執行役員が実施した評価等による業績連動報酬案をベースに、支給額について指名・報酬委員会での審議を経て取締役会で決定しており、当社として取締役会からの委任はございません。

ト. 監査等委員会による意見陳述権

当社は、会社の機関設計として、監査等委員会設置会社を採用し、監査等委員は、監査等委員でない取締役の人事・報酬について株主総会における意見陳述権が与えられ、人事・報酬に関与・助言を行える体制となっております。この権利の適切な運用として、2025年5月の監査等委員会において「監査等委員でない取締役の選任および報酬等に係る意見の決定」を決議しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役八尾紀子氏は、2021年4月より顧問契約を締結しておりますTMI総合法律事務所（以下、同所）のパートナーであります。当社の担当弁護士でなく、また同所は当社の複数ある顧問弁護士事務所（5社）の一つにすぎず、同所に支払う顧問料も一般的な金額と判断していることから、独立性を確保しており、利益相反の可能性はなく、公正かつ中立な立場で取締役の職を遂行できると判断しております。顧問料は2025年3月期の売上比率では0.1%以下です。

取締役小西規雄氏は、(株)山星屋の代表取締役会長を兼務しております。当社と(株)山星屋との間には、特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）平光 聡氏は、税理士法人TAS所長を兼務しております。当社と税理士法人TASとの間には、特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）坂本倫子氏は、岩■合同法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。当社と岩■合同法律事務所との間には、特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）岡■修一氏は、清澄通り法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。当社と清澄通り法律事務所との間には、特別な関係はありません。

■. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役八尾紀子氏は、サトーホールディングス(株)社外監査役、(株)朝■ネット社外取締役、■揮ホールディングス(株)社外取締役を兼務しております。当社とサトーホールディングス(株)、(株)朝■ネット、■揮ホールディングス(株)との間には、特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）坂本倫子氏は、富士石油㈱の社外取締役、㈱FCE社外監査役を兼務しております。当社と富士石油㈱、㈱FCEとの間には、特別な関係はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況	発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	那須雄次	取 締 役 会 (12/12■) 指名・報酬委員会 (6/6■)	企業経営全般に対する知見を有しており、当社取締役会において経営の監督・成長戦略の妥当性について客観的視点に立ち、積極的に意見を述べております。特に高度な専門知識と企業経営全般を統括された豊富な経験を活かし、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を担っております。また、任意の指名・報酬委員会においては、公正な立場で当社役員評価および役員候補者の選定・育成、役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	八尾紀子	取 締 役 会 (12/12■) 指名・報酬委員会 (6/6■)	国際弁護士としての豊富な経験と専門的な知識及び高い知見を有しており、当社取締役会において経営・業務執行に対する的確な助言及び独立な立場から当社の経営を監視・監査を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を担っております。また任意の指名・報酬委員会においては、公正な立場で当社役員評価および役員候補者の選定・育成、役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	小西規雄	取 締 役 会 (10/10■) 指名・報酬委員会 (4/4■)	企業経営全般に対する知見を有しており、当社取締役会において経営の監督・成長戦略の妥当性等について客観的視点に立ち、積極的に意見を述べております。特に成長戦略に関する豊富な知識を活かし、戦略立案から実行過程全般に対する監督・助言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を担っております。また、任意の指名・報酬委員会においては、公正な立場で当社役員評価および役員候補者の選定・育成、役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員)	石井秀雄	取 締 役 会 (11/11■) 監 査 等 委 員 会 (11/11■) 指名・報酬委員会 (6/6■)	企業経営全般に対する知見を有しており、当社取締役会において経営の監督・成長戦略の妥当性について客観的視点に立ち、積極的に意見を述べております。特に成長戦略および組織管理に関する豊富な知識を活かし、戦略立案から実行過程全般および統制環境を含めた組織管理に対して監督・助言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を担っております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。任意の指名・報酬委員会においては、公正な立場で当社役員評価および役員候補者の選定・育成、役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員)	平光 聡	取 締 役 会 (12/12■) 監 査 等 委 員 会 (12/12■) 指名・報酬委員会 (6/6■)	公認会計士としての高度な専門知識を有しており、当社取締役会において経営の監督・成長戦略の妥当性について客観的視点に立ち、積極的に意見を述べております。特に会計に関する専門知識を活かし、事業戦略の数値計画に対して公認会計士としての視点から監督・助言を行い、また組織管理については統制環境の方向性を示すなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を担っております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。任意の指名・報酬委員会においては、公正な立場で当社役員評価および役員候補者の選定・育成、役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。

区 分	氏 名	出 席 状 況	発言状況および社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	坂本倫子	取締役会 (12/12■) 監査等委員会 (12/12■) 指名・報酬委員会 (6/6■)	弁護士としての高度な専門知識を有しており、当社取締役会において経営の監督・成長戦略の妥当性について客観的視点に立ち、積極的に意見を述べております。特にコンプライアンスやガバナンスに関する専門知識を活かし、組織管理を求められるガバナンスの強化の観点およびコンプライアンス遵守の視点から監督・助言を行い、上場会社としての正しい方向性を示すなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を担っております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。任意の指名・報酬委員会においては、公正な立場で当社役員評価および役員候補者の選定・育成、役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員)	岡修一	取締役会 (1/1■) 監査等委員会 (1/1■)	弁護士としての高度な専門知識を有しており、当社取締役会において経営の監督・成長戦略の妥当性について客観的視点に立ち、積極的に意見を述べております。高度な専門知識を活かし、ガバナンス強化の観点およびコンプライアンス遵守の観点から監督・助言を行い、上場会社としての正しい方向性を示すなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を担っております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。任意の指名・報酬委員会においては、公正な立場で当社役員評価および役員候補者の選定・育成、役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 上記の取締役会の開催■数の他、会社法第370条および当社定款第28条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が8■あります。

⑤ 取締役会の実効性評価について

当社は常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に取り組んでいます。コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるために、取締役会がどのように貢献しているかを検証し、課題を抽出し改善を図る■的で、取締役会の実効性評価を2019年より継続的に実施しています。

2024年の実効性評価では、以下の課題改善策（一部抜粋）が各取締役から提示されました。取締役会での協議の上、対応を実施しております。

改善策

- ・ 重要な案件に関して議論を十分に深めるためのポイントを絞った資料作成
- ・ 大型投資案件についての審議を複数■設ける
- ・ 執行側での十分な議論
- ・ 経営会議と取締役会の議題連動
- ・ 資料のさらなる高度化に向けたタスクフォース化

2025年にも実効性評価を実施しており、課題をもとに改善策を検討してまいります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	86百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	107百万円

- (注) 1. 当社の子会社のうちジャペル㈱は、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の前事業年度における監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画および報酬等の見積額の算出根拠などを確認し、検討した結果、相当と判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しました。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である内部統制報告制度（J-SOX）の助言・提言業務、新会計基準の適用準備に関する助言業務について対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかの事由に該当すると認める場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大量取得を■的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えておりますが、高値での売り抜け等の不当な■的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういった買収者から当社の基本理念やブランド、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

また、株式の大量取得を■的とする買付（または買収提案）に対しては、当該買収者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

従いまして、当社としては、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、有事対応の初動マニュアルを作成する他、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家を交えて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当該買収提案（または買付行為）が当社の企業価値および株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対応措置の要否およびその内容等を速やかに決定し、対応措置を実行する体制を整えます。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や株主の動向等を注視しながら、今後も検討を行ってまいります。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置付けております。

このような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や下記の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、配当性向30%を意識しながら安定配当・増配を図る配当方針としており、各期の業績、財務状況、今後の事業展開などを総合的に勘案し、株主の皆様へ還元してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2■の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、剰余金の配当につきましては、取締役会での決議とさせていただいております。

内部留保につきましては、財務体質の強化、成長事業及びDX投資並びに人材投資などに活用してまいります。

今後につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの基本方針と2025年3月期の連結業績を勘案して、株主の皆様へ安定した利益還元を行うために、1株当たりの期末配当金を51円とすることといたしました。

5. 政策保有に関する方針

政策保有株式については、継続的取引関係がある企業との関係維持・強化等を保有■的とする一方、慣例的な相互保有や人的関係等の情実を排除するとともに、将来の取引関係や持続的な企業価値向上に資するかどうかなど、中長期的な観点に立ち、その合理性・必要性を認めた場合、保有することができることとし、個別銘柄ごとにその判断を行い、最適な政策保有株式を有しております。

取締役会においては、毎年1 ■財務部門と取引主管部署が策定した保有方針に対し、「取引規模」「事業収益・配当収入」を参照指標として、「経営戦略上の重要性」「資本コストを含む保有コストに見合うリターンの確保」「中長期的な企業価値の向上」などの判断基準に基づいて、個別銘柄別に方針検討を行っております。この結果、継続して保有する経済合理性が乏しいと判断した場合には、その時の経済情勢や譲渡損益等を考慮したうえで、当該保有先との対話を経て、適切な時期に保有株式の売却を行うこととしております。

(銘柄数および貸借対照表計上額)

区 分 \ 年 度	第21期 (2023年3月期)	第22期 (2024年3月期)	第23期 (2025年3月期)
銘柄数 (銘柄)	97	91	88
うち上場会社の銘柄数 (銘柄)	58	54	53
貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	8,458	9,383	9,167
うち上場会社の合計額 (百万円)	8,280	9,267	9,053
連結純資産に対する比率	8.29%	8.55%	7.87%

計 算 書 類

第 23 期 事 業 年 度

(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

株 式 会 社 あ ら た

貸借対照表

(2025年3月31■現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	168,201	流 動 負 債	109,397
現金及び預金	5,109	支払手形	434
受取手形	2,767	買掛金	77,431
売掛金	88,774	1年内返済予定の長期借入金	3,500
商 品	38,694	リ ー ス 債 務	793
未収入金	28,308	未払金	16,375
前渡金	1,368	未払費用	1,687
前払費用	638	未払法人税等	2,287
その他の金	2,542	預り金	1,532
貸倒引当金	△2	前受収益	18
固 定 資 産	66,539	賞与引当金	1,326
有 形 固 定 資 産	43,791	その他の金	4,007
建物	16,217	固 定 負 債	26,671
構築物	205	社 債	5,000
車両運搬具	13	長期借入金	6,375
工具、器具及び備品	2,409	リ ー ス 債 務	4,175
土地	17,593	退職給付引当金	6,524
リース資産	4,622	資産除去債	2,312
建設仮勘定	2,728	その他の	2,284
無 形 固 定 資 産	5,422	負 債 合 計	136,069
ソフトウェア	4,297	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	1,100	株 主 資 本	94,787
その他の金	23	資 本 金	8,572
投 資 そ の 他 の 資 産	17,325	資 本 剰 余 金	42,202
投資有価証券	9,652	資 本 準 備 金	31,852
関係会社株式	2,333	その他の資本剰余金	10,350
関係会社長期貸付金	1,323	利 益 剰 余 金	50,736
繰延税金資産	333	利 益 準 備 金	520
出 資 金	210	その他の利益剰余金	50,216
従業員に対する長期貸付金	18	固定資産圧縮積立金	375
破産更生債権等	4	繰越利益剰余金	49,841
長期前払費用	63	自 己 株 式	△6,723
その他の金	4,598	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,883
貸倒引当金	△1,214	その他の有価証券評価差額金	3,883
資 産 合 計	234,740	純 資 産 合 計	98,670
		負 債 純 資 産 合 計	234,740

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1 ■から
2025年3月31 ■まで)

(単位：百万円)

科	金	額
売上高		795,485
売上原価		724,626
売上総利益		70,858
販売費及び一般管理費		59,444
営業利益		11,413
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	740	
業務受託手数料	180	
古紙売却収入	179	
受取手数料	148	
貸倒引当金戻入額	8	
その他	506	1,778
営業外費用		
支払利息	340	
売上債権売却損	234	
その他	58	633
経常利益		12,558
特別利益		
固定資産売却益	28	
投資有価証券売却益	9	37
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	21	
貸倒引当金繰入額	1,156	
関係会社株式評価損	146	1,326
税引前当期純利益		11,269
法人税、住民税及び事業税	3,692	
法人税等調整額	284	3,976
当期純利益		7,292

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1 ■から
2025年3月31 ■まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	8,572	31,852	9,813	41,666	520	398	46,016	46,934
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△3,490	△3,490
当 期 純 利 益							7,292	7,292
固定資産圧縮積立金の取崩						△22	22	－
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			536	536				
株主資本以外の項 ■ の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	536	536	－	△22	3,825	3,802
当 期 末 残 高	8,572	31,852	10,350	42,202	520	375	49,841	50,736

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△4,863	92,308	4,162	4,162	96,471
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△3,490			△3,490
当 期 純 利 益		7,292			7,292
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
自 己 株 式 の 取 得	△3,258	△3,258			△3,258
自 己 株 式 の 処 分	1,398	1,935			1,935
株主資本以外の項 ■ の 事業年度中の変動額(純額)			△279	△279	△279
事業年度中の変動額合計	△1,860	2,478	△279	△279	2,199
当 期 末 残 高	△6,723	94,787	3,883	3,883	98,670

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの
- ・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以前以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以前以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～50年

工具、器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、償却期間は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間5年

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法)

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

商■の販売に係る収益認識

当社は、以下の５つのステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に収益を認識する。

当社は、■用品・化粧品・家庭用品等の商■の販売を主な事業としており、顧客との契約に基づいて商■を引き渡すことを履行義務として識別しております。これら商■の販売については、商■の引き渡し時点において顧客が当該商■に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商■を引き渡した時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返■等を控除した金額で測定しております。また、返■等の金額については、過去の実績に基づいて今後発生する返■等の金額を見積り算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね３ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算■の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日施行。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(8) 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社長期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「関係会社長期貸付金」は485百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 53,207百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	140百万円
長期金銭債権	346百万円
短期金銭債務	148百万円

(4) 取締役に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務	54百万円
長期金銭債務	25百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	266百万円
② 仕入高	1,150百万円
③ その他の営業取引高	922百万円
④ 営業外収益	616百万円

(2) 関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額

当社の連結子会社である株式会社D-Neeコスメティック等の財政状態や経営成績等を勘案し、当社所有の株式に対する評価及び債権に係る将来の回収可能性等を見直した結果、関係会社株式評価損並びに貸倒引当金繰入額を特別損失として計上しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2,325千株	960千株	612千株	2,674千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加960千株は、株式会社■本カストディ銀行（信託E■）による取得による増加480千株、取締役会決議による自己株式の取得による増加479千株、譲渡制限付株式の取得による増加1千株、単元未満株式の買取による増加0千株であります。また、普通株式の自己株式数の減少612千株は、株式会社■本カストディ銀行（信託E■）への拠出による減少480千株、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少68千株、株式会社■本カストディ銀行（信託E■）からの給付による減少64千株であります。
2. 普通株式の自己株式数の当事業年度期首及び当事業年度末の株式数には、株式会社■本カストディ銀行（信託E■）が所有する当社株式がそれぞれ665千株及び1,081千株含まれております。

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	2,116百万円
賞与引当金	406百万円
未払金	292百万円
未払事業税及び未払事業所税	207百万円
貸倒引当金	383百万円
投資有価証券評価損	392百万円
減価償却超過額	0百万円
合併受入評価差損	322百万円
資産除去債務	743百万円
返金負債	809百万円
その他	652百万円
繰延税金資産小計	6,326百万円
評価性引当額	△1,969百万円
繰延税金資産合計	4,357百万円

繰延税金負債

合併受入評価差益	△104百万円
その他有価証券評価差額金	△1,712百万円
圧縮積立金	△171百万円
資産除去債務対応資産	△495百万円
返■資産	△742百万円
その他	△797百万円
繰延税金負債合計	△4,023百万円
繰延税金資産の純額	333百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は26百万円、法人税等調整額が26百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が49百万円増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,955円70銭
(2) 1株当たり当期純利益	217円93銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

連 結 計 算 書 類

第 23 期 事 業 年 度

(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

株 式 会 社 あ ら た

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	233,705	流 動 負 債	158,961
現金及び預金	23,430	支払手形及び買掛金	110,949
受取手形及び売掛金	123,945	短期借入金	12,019
商 品	46,604	1年内償還予定の社債	200
未収入金	34,449	リース債務	935
その他の	5,280	未払金	21,305
貸倒引当金	△4	未払費用	2,144
固 定 資 産	78,022	未払法人税等	2,964
有 形 固 定 資 産	52,939	賞与引当金	1,742
建物及び構築物	20,181	その他の	6,702
工具、器具及び備品	2,562	固 定 負 債	36,209
土地	21,873	社 債	5,700
リース資産	5,039	長期借入金	12,629
その他の	3,283	リース債務	4,550
無 形 固 定 資 産	5,684	退職給付に係る負債	7,365
ソフトウェア	4,480	資産除去債務	2,554
リース資産	44	繰延税金負債	809
その他の	1,158	その他の	2,600
投資その他の資産	19,399	負 債 合 計	195,171
投資有価証券	12,659	純 資 産 の 部	
破産更生債権等	37	株 主 資 本	110,634
差入保証金	160	資 本 金	8,572
繰延税金資産	482	資 本 剰 余 金	28,413
その他の	6,147	利 益 剰 余 金	80,373
貸倒引当金	△87	自 己 株 式	△6,723
資 産 合 計	311,728	その他の包括利益累計額	5,889
		その他有価証券評価差額金	4,562
		為替換算調整勘定	4
		退職給付に係る調整累計額	1,323
		非 支 配 株 主 持 分	32
		純 資 産 合 計	116,557
		負 債 純 資 産 合 計	311,728

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1 ■から
2025年3月31 ■まで)

(単位：百万円)

科	金	額
売上		986,212
売上		889,991
売上		96,221
売上		81,232
売上		14,989
売上	6	
売上	240	
売上	174	
売上	181	
売上	188	
売上	3	
売上	148	
売上	442	1,385
売上	429	
売上	9	
売上	237	
売上	81	757
売上		15,617
売上	29	
売上	9	38
売上	5	
売上	23	29
税金等調整前当期純利益		15,626
法人税、住民税及び事業税	5,018	
法人税等調整額	240	5,258
当期純利益		10,367
非支配株主に帰属する当期純利益		9
親会社株主に帰属する当期純利益		10,358

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1 ■から
2025年3月31 ■まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	8,572	27,876	73,504	△4,863	105,089
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,490		△3,490
親会社株主に帰属する当期純利益			10,358		10,358
自 己 株 式 の 取 得				△3,258	△3,258
自 己 株 式 の 処 分		536		1,398	1,935
株主資本以外の項■の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	536	6,868	△1,860	5,544
当 期 末 残 高	8,572	28,413	80,373	△6,723	110,634

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	4,880	△44	△221	4,614	15	109,719
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△3,490
親会社株主に帰属する当期純利益						10,358
自 己 株 式 の 取 得						△3,258
自 己 株 式 の 処 分						1,935
株主資本以外の項■の連結 会計年度中の変動額(純額)	△318	49	1,545	1,275	17	1,292
連結会計年度中の変動額合計	△318	49	1,545	1,275	17	6,837
当 期 末 残 高	4,562	4	1,323	5,889	32	116,557

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 14社 |
| ② 連結子会社の名称 | ジャペル株式会社
ジャペルパートナーシップサービス株式会社
株式会社インスタマーケティング
凱饒泰（上海）貿易有限公司
J A P E L L (HONG KONG) CO., LIMITED
株式会社リビングあらた
ARATA (THAILAND) CO., LTD.
SIAM ARATA CO., LTD.
ペットライブラリー株式会社
モビィ株式会社
株式会社ベッツ・チョイス・ジャパン
ARATA VIETNAM COMPANY LIMITED
株式会社D-Nee コスメティック
新楽華（広州）国際貿易有限公司 |

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-----------------|---|
| ① 持分法適用の関連会社数 | 1社 |
| ② 持分法適用の関連会社の名称 | アサヒ化粧 ■ 販売株式会社
アサヒ化粧 ■ 販売株式会社は、決算 ■ が連結決算 ■ と異なるため、
当該会社の事業年度にかかる計算書類を使用しております。 |

③ 持分法を適用しない関連会社 のうち主要な会社等の名称

イ. 持分法を適用しない関連会社 のうち主要な会社等の 名称

■. 持分法を適用しない理由

特記すべき主要な関連会社はありません。

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
 凱饒泰（上海）貿易有限公司、新榮華（広州）国際貿易有限公司及びJAPELL（HONG KONG）CO., LIMITED、ARATA（THAILAND）CO., LTD.、SIAM ARATA CO., LTD. 並びにARATA VIETNAM COMPANY LIMITEDの決算■は12月31■、株式会社リビングあらたの決算■は1月31■であります。当連結計算書類の作成にあたっては、同社の決算■現在の計算書類を使用しており、当連結決算■との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。
- (4) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. その他有価証券
- ・市場価格のない株式等以外のもの
 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・市場価格のない株式等
 移動平均法による原価法を採用しております。
- . 棚卸資産
 商■
 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
 （リース資産を除く）
 主として定率法を採用しております。
 ただし、1998年4月1■以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1■以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- 主な耐用年数
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 2年～50年 |
| 工具、器具及び備■ | 2年～20年 |
- . 無形固定資産
 （リース資産を除く）
 定額法を採用しております。
 なお、償却期間は次のとおりであります。
 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間5年
- ハ. リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に■収可能性を勘案し、■収不能見込額を計上しております。

■. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

商■の販売に係る収益認識

当社グループは、以下の5つのステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に収益を認識する。

当社グループは、■用品・化粧■・家庭用■・ペット用■等の商■の販売を主な事業としており、顧客との契約に基づいて商■を引き渡すことを履行義務として識別しております。これら商■の販売については、商■の引き渡し時点において顧客が当該商■に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商■を引き渡した時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返■等を控除した金額で測定しております。また、返■等の金額については、過去の実績に基づいて今後発生する返■等の金額を見積り算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね3ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債

の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算■の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算■の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法)

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28■。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28■。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	1百万円
建物及び構築物	1,710百万円
土地	3,483百万円
投資有価証券	174百万円
合 計	5,369百万円

② 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	6,422百万円
短期借入金	1,141百万円
長期借入金	4,239百万円
合 計	11,803百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 57,460百万円

(3) 受取手形割引高 50百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、棚卸資産評価損766百万円が売上原価に含まれております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	36,057千株	－千株	－千株	36,057千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	2,325千株	960千株	612千株	2,674千株

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加960千株は、株式会社■本カストディ銀行（信託E■）による取得による増加480千株、取締役会決議による自己株式の取得による増加479千株、譲渡制限付株式の取得による増加1千株、単元未満株式の買取による増加0千株であります。また、普通株式の自己株式数の減少612千株は、株式会社■本カストディ銀行（信託E■）への拠出による減少480千株、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少68千株、株式会社■本カストディ銀行（信託E■）からの給付による減少64千株であります。

2. 普通株式の自己株式数の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の株式数には、株式会社■本カストディ銀行（信託E■）が所有する当社株式がそれぞれ665千株及び1,081千株含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準■	効力発生■
2024年5月9■ 取締役会	普通株式	1,754	51	2024年3月31■	2024年6月7■

(注) 2024年5月9■取締役会の決議による配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」制度に関する株式会社■本カストディ銀行（信託E■）が保有する当社株式に対する配当金33百万円が含まれております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準■	効力発生■
2024年11月12■ 取締役会	普通株式	1,736	51	2024年9月30■	2024年12月5■

(注) 2024年11月12■取締役会の決議による配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」制度に関する株式会社■本カストディ銀行（信託E■）が保有する当社株式に対する配当金30百万円が含まれております。

② 基準■が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準■	効力発生■
2025年5月13■ 取締役会	普通株式	1,757	利益剰余金	51	2025年3月31■	2025年6月6■

(注) 2025年5月13■取締役会の決議による配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」制度に関する株式会社■本カストディ銀行（信託E■）が保有する当社株式に対する配当金55百万円が含まれております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入及び社債により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替変動リスクに晒されております。投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されており、非上場株式については発行体（取引先企業）の財務状況等の悪化によるリスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は1年以内の支払期であります。また、外貨建ての営業債務は、為替変動リスクに晒されております。また、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であり、長期借入金及び社債は営業取引にかかる資金調達の一部及び設備投資等にかかる資金調達であります。長期借入金のうち一部は、変動金利による金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、各支社及び拠点において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに■収期■及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による■収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の経理規程に準じて、同様の管理を行っております。

■. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

長期借入金については、固定金利による調達と変動金利による調達をバランスを勘案して対応することで、市場金利変動リスクの軽減を図っております。

ハ. 資金調達にかかる流動性リスク（支払期■に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理・財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。連結子会社についても担当部署にて同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商■の時価等に関する事項

2025年3月31日■における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
其他有価証券（※1. 4）	11,395	11,395	－
資産計	11,395	11,395	－
(1) 社債（※2）	5,900	5,760	△139
(2) 長期借入金（※3）	20,406	20,269	△136
負債計	26,306	26,030	△275

(※)1. 非上場株式(連結貸借対照表計上額819百万円)は、市場価格のない株式等であるため「資産 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

2. 1年内償還予定の社債を含んでおります。

3. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

4. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日■）第24-16項に基づき、投資事業有限責任組合出資金（連結貸借対照表計上額444百万円）は「資産 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商■の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商■の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	11,395	—	—	11,395
資産計	11,395	—	—	11,395

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	5,760	—	5,760
長期借入金	—	20,269	—	20,269
負債計	—	26,030	—	26,030

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を一定期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を一定の期間ごとに区分した債務ごとに、そのキャッシュ・フローを返済期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

売上高

顧客との契約から生じる収益 985,754百万円

その他の収益 458百万円

当社グループは■用■・化粧■等の卸売業を主たる事業とする単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益については、単一区分と判断し、収益及びキャッシュ・フ■ーの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分で分解した情報は記載しておりません。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、金額的重要性が乏しいため記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,490円50銭

(2) 1株当たり当期純利益 309円55銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

株式会社 あらた
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池			徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社あらたの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あらた及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書■までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2025年5月28■	
株式会社 あらた 取締役会 御中		有限責任監査法人トーマツ 東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 上 圭 祐	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 ■	徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あらたの2024年4月1■から2025年3月31■までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1 ■から2025年3月31 ■までの当社第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号 ■及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、電話 ■線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する ■質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

- イ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ハ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ニ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日■

株式会社あらた 監査等委員会

監査等委員 平 光 聡 ㊟

監査等委員 坂 本 倫 子 ㊟

監査等委員 岡 ■ 修 一 ㊟

(注) 監査等委員平光聡、坂本倫子及び岡■修一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。